

●「日赤厚生年金基金」最終決算（平成30年度決算）がまとまりました

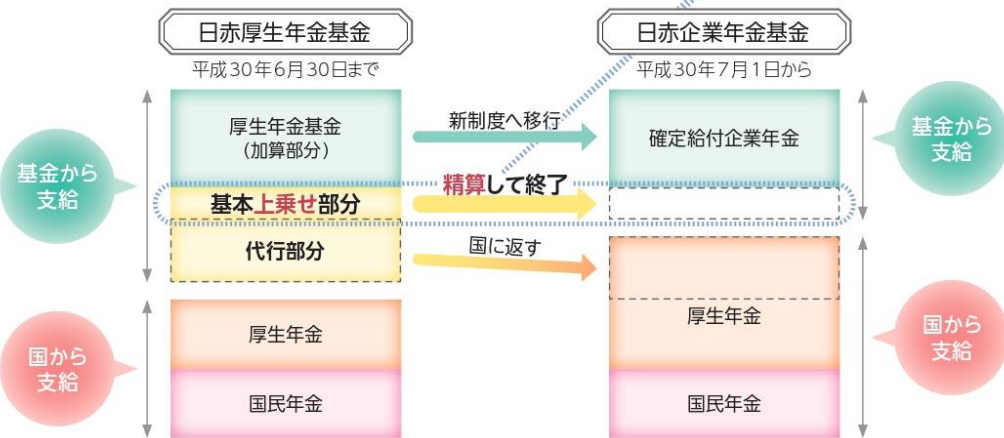
令和4年6月21日付で日本赤十字社厚生年金基金の最終決算報告書（平成30年度）が厚生労働省から承認されました。最終決算の概要は基金ホームページからご確認ください。



●「日赤厚生年金基金」から「日赤企業年金基金」への制度移行についておさらいしよう

「日本赤十字社厚生年金基金」は、平成30年7月1日に制度移行して「日本赤十字社企業年金基金」に引き継がれたんですよ。

そうですね。下図のとおり、制度移行前は、日赤基金で厚生年金の一部（代行部分）を国に代わって管理・支給していたんだけど、それがなくなったのが大きな違いだよ。



「基本上乗せ部分」は代行部分のおまけだから、とても少ない金額でしたよね。嘱託職員の私は、制度移行のときに手続きして一時金で受け取りましたよ。

お知り合いで、まだ精算手続きがお済みでない方はいらっしゃいませんか？

●「基本上乗せ部分」の精算はお済みですか？

一時金で
精算できます！

当基金では、平成30年7月の代行返上に伴い、対象の方に「基本上乗せ部分」精算手続きについてご案内してきました。

【お手続きが必要な方】

- 平成30年7月1日より前に退職し、将来、日赤基金からの年金を受ける方
- 平成30年7月1日より前から日赤基金の年金を受給されている方
- 平成30年7月1日より前から勤務、または以降に退職された嘱託職員・臨時職員・パートタイマー等の方
※既に手続きがお済みの方は除きます。

【受取方法】

「一時金」「10年確定年金」「終身年金」からいずれか1つを選びます。

「基本上乗せ部分」の精算で「一時金」を選択すると、通常より条件のよい一時金を受け取れるそうですね。

そう。一時金を受け取った後は、日赤基金に関する手続きは必要なくなるから、住所変更や亡くなった時の手続きが不要となるのもメリットだよ。『ききんだより』など、基金からの連絡もなくなるんだ。

私の姉も日赤の元職員で、退職時に基金から一時金を受け取ったんですが、今も『ききんだより』が届いているそうです。

その場合は、「基本上乗せ部分」の精算手続きがまだかもしれないので、日赤年金コールセンターの連絡先をお知らせし、確認してもらってください。

特に右記のような方々は、ぜひ「一時金」の受給をご検討ください!

- 平成30年7月より前（制度移行前）に退職された方で、加入期間15年未満の方退職時に加算部分を一時金で受け取っていても、「基本上乗せ部分」の精算が必要です。また、過去に「10年確定年金」「終身年金」での精算を選択された方でも、改めて「一時金」に変更することができます。
- 少額の年金（旧基本上乗せ年金）のみ受給されている方『ききんだより』59号最終ページでもご案内しています。



お問い合わせは、日赤年金コールセンター（TEL：0570-000535）へ

※朝と夕方時間帯を避けてお電話いただきますと、比較的スムーズにご案内が可能です。